

○葛城市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱

平成17年9月1日
告示第121号

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る在宅の小児慢性特定疾病児童等(以下「小児慢性特定疾病児童等」という。)に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、葛城市とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第3条 この事業による給付の対象となる用具は、平成28年6月10日健発0610第4号厚生労働省健康局長通知の別紙「平成28年度小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に定める別添1の表の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表対象者欄に掲げる小児慢性特定疾病児童等(小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による施策の対象とはならない者に限る。)とする。

(給付の申請)

第4条 この事業により用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(給付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容に基づき当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地調査し、速やかに小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書(様式第2号)を作成の上、用具の給付が必要と認められるときは、用具の給付の内容及び第7条の規定に基づく費用負担額を決定の上、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書(様式第3号)、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(様式第4号)。以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、用具の給付を要すると認められないときは、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具却下決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

(費用の負担及び支払い)

第7条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に必要とする費用(平成28年6月10日厚生労働省発健0610第5号厚生労働事務次官通知の別紙「平成28年度小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱」の別表の3基準額の範囲内)(以下「費用」という。)の一部を負担するものとする。

2 前項の規定により扶養義務者が負担する額の基準は、実施要綱別添2に掲げる区分による徴収基準額表に定める額(以下「負担額」という。)とする。

3 扶養義務者は、用具を納入する業者に対し、給付券に添えて前項の規定に基づき負担額を支払うものとする。

4 市長は、用具を納入した業者からの請求により、第1項の費用から第2項の負担額を控除した額を支払うものとする。

5 前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

(返還)

第9条 市長は、用具の給付を受けた者が、前条の規定に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(書類の整備)

第10条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするために日常生活用具給付台帳及びその他関係書類を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第164号)

この告示は、平成18年10月1日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年告示第75号)

この告示は、平成20年7月1日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成25年告示第179号)抄

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第132号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第176号)抄

(施行期日)

第1条 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この告示の施行の際、第9条の規定による改正前の葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成29年告示第40号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の葛城市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年　月　日

葛城市長様

申請者 住所

氏名

㊞

個人番号

電話番号

(対象者との続柄)

次により、日常生活用具の給付を申請します。

対象者	氏名		生年月日		年　月　日		
	住所					性別	男・女
	疾患名						
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考		
			.				
			.				
			.				
給付を希望する理由							
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用	
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の介助が必要 (一部・全部) 3 自分でできる	
給付を受けたい用具の名称				希望する型式等			
給付上特に希望する事項							
備考							

同意書

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の費用負担額の決定のために必要があるときは、私及び世帯全員の所得税及び市町村民税の課税状況について、税務関係当局に報告を求めることがあります。また、個人番号の提供がない場合は、職員が検索し記載することに同意します。

住 所

氏 名

㊞

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書							
申請書受理番号 及び年月日		第 年	号 月	申請者 氏 名	対象者と の統柄		
対 象 者	氏 名				生年月日	年 月 日	
	住 所					性別	男・女
	疾 病 名						
世 帯 の 状 況	氏 名	統柄	生年月日	課 税 状 況		備 考	
				当該年度分 市町村民税			
				均等割	所得割		
	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・
	・	・	・	・	・	・	・
世帯区分	1 被保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割のみ課税世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯						
住まい状況	1 自宅 2 借家（貸主の諸否 有・無）						
給付後の生 活の状況	日常生活動作の状況 (入浴・排便・移動等について該当する状況に○)				その他の状況		
	1 自力でできるようになる	1 在宅生活が可能になる					
	2 一部介助でできるようになる	2 その他()					
	3 給付しても変わらない (一部介助・全介助)						
	4 その他()						
給付の必要 の有無	1 有 2 無	給付する(しない)理由					
給付する用 具名(含む 型式規模 等)	予定 価格	円	扶養義務 者が支払 うべき額	円	公費負 担予定 額	円	
その他特記 事項							
年 月 日							
調査員							

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

様

葛城市長

印

年 月 日に申請のありました日常生活用具給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

給付番号		給付決定日	年 月 日
対象者氏名		疾病名	
給付する用具名(含む型式・規模等)		納入業者名	
		納入業者の住所	(電話)
価格	円	扶養義務者が支払うべき額	円

特記事項

* 注意事項

- 1 用具は、対象者又はその扶養義務者がその負担能力に応じた費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。
- 2 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
- 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、葛城市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 5 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に限り、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算しても6月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号(第5条関係)

様式第4号(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券								
給付番号			給付券発行年月日		年月日			
対象者氏名				生年月日	年月日 (歳)			
居住地								
保護者氏名				対象者との続柄				
給付する用具名 (型式・規模等)	価格	円	扶養義務者が支払うべき額	円	公費負担額	円		
納入業者名			納入業者の住所					
この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限				年月日			
	業者が公費支払を請求する期限				年月日			

上記のとおり決定します。

年月日

葛城市長

印

納入業者 記入欄	業者名 受領額	㊞	納入日 受領日	年月日
用具受領 保護者氏名	㊞	検収者	職名 氏名	㊞
その他特記事項				

様式第5号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具却下決定通知書

年　月　日

様

葛城市長

印

年　月　日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、次により却下することに決定しましたので、ご承知ください。

却下理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、葛城市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に限り、葛城市を被告として（訴訟において葛城市を代表する者は葛城市長となります。）、提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。